

持込ニュース23 No.28

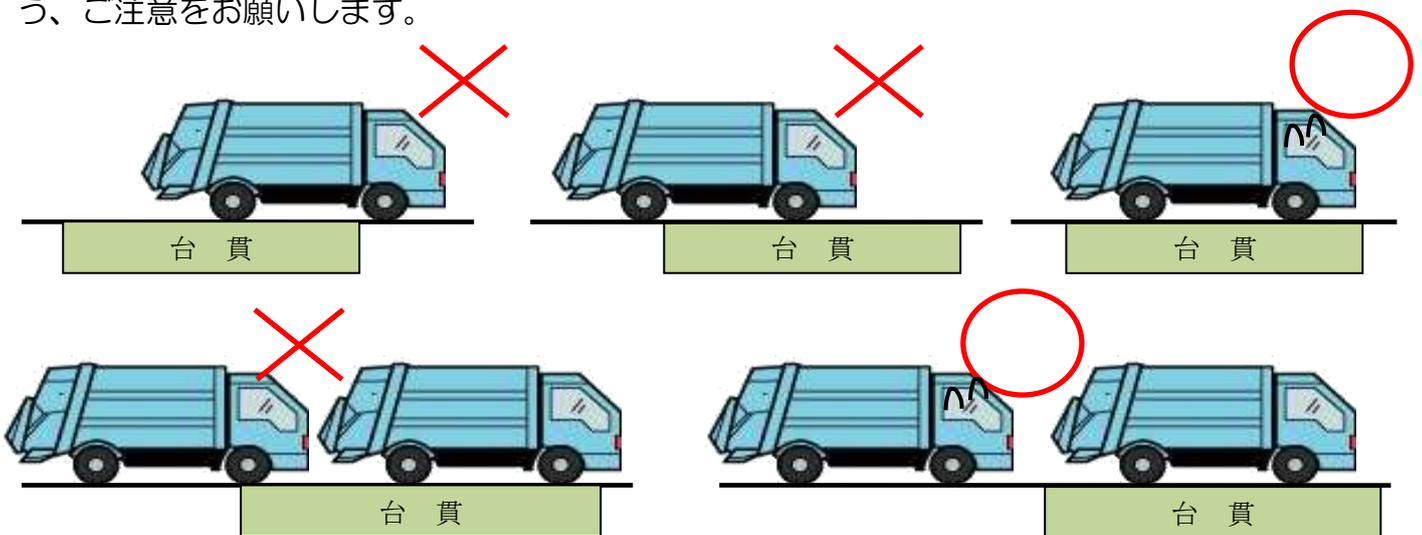
* 本紙は持込事業者の皆様にお届けしています *

平成28年9月29日発行
東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部管理課 

計量時には前後の確認をお願いします！

持込事業者の皆様が清掃工場にごみを搬入する際、ごみを捨てる前と捨てた後、2度の計量をお願いします。最近、前輪または後輪が台貫から落ちた状態で計量したり、後続車両の前輪が台貫にかかった状態で計量してしまう事案が多発しています。

ドライバーの皆様、受付機にカードをかざす際は、前後輪が台貫に載っているか、今一度確認のうえ、計量をお願いします。また、受付に並んでいる時は、前方車両に近づき過ぎないよう、ご注意ください。



継続持込承認の更新申請等の車両写真について

継続持込承認の更新申請や車両に関する変更届の場合、必要書類とともに車両の正面・側面・斜め後方からの写真提出をお願いします。しかし、画像が粗くナンバーが読み取れないもの、車両の構造によりナンバーが隠れてしまっているものが見受けられます。

特に斜め後方からの写真はナンバーが確認しづらく、搬入承認・手数料係では、虫めがね等を使用してナンバーを読み取るよう努力していますが、それでも読み取れない場合は再提出していただくことになり、持込事業者の皆様には、二度手間になってしまうことも少なくありません。

このような事態を防ぐため、写真撮影及びプリントの際には、以下の点を確認してください。なお、結果的に写真が4枚以上になってしまっても、承認手続きに問題はありませんので、ご協力をお願いします。

- ①ナンバーが読み取れる角度から撮影する。
- ②車両の突起物等でナンバーが隠れる場合は、真後ろからの写真を1枚追加する。
- ③画像が粗い場合は、至近距離からの写真を1枚追加する。



10月は「不適正搬入防止月間」です！

清掃一組では、10月を不適正搬入防止月間とし、23区と連携して搬入物検査の強化など不適正ごみの搬入防止に取り組みます。

■不適正ごみの搬入防止にご協力ください

清掃一組の受入基準を満たさないごみ（不適正ごみ）の混入が後を断ちません。

清掃一組が管理運営している清掃工場には、年間約220万台の車両がごみを搬入しています。個々の排出者が「これくらいなら問題ないだろう」と何気なく出し、たとえ1台あたりは少量の不適正ごみであっても、積み重なれば多量になります。



焼却後に残った針金類が、スクリーンに絡みついています。



防止月間中、チラシの配布やのぼり旗等の掲示をします。

それらの不適正ごみは、設備内で詰まったり、絡みついたりして、機器の動作不良や焼却炉の停止を招くことがあります。また環境への影響を考慮して焼却炉を停止せざるを得ないこともあります。

■水銀ごみも監視中です！

水銀混入ごみが清掃工場に搬入され、焼却炉を緊急停止しなければならない事態が発生しています。水銀混入ごみによって焼却炉が停止すると、清掃工場の復旧までに多くの時間や多額の費用がかかります。また持込事業者の皆様にも急に搬入先の変更をお願いすることになるなど、23区の清掃事業に大きな影響が出ます。

このような事態を防ぐため、清掃一組では水銀混入ごみが搬入されないよう、監視を強化しています。

■適正搬入にご協力をお願いします

23区の清掃事業の一翼を担う持込事業者の皆様におかれましては、この期間に搬入状況について今一度確認していただき、不適正ごみの搬入防止にご協力をお願いいたします。

【受入基準の問合せ】 搬入指導係 ☎03-6238-0731

印刷物登録
平成28年度 第64号



発行
東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部管理課
搬入承認・手数料係
〒102-0072
東京都千代田区飯田橋三丁目
5番1号 東京区政会館13階
TEL 03(6238)0826
FAX 03(6238)0740